

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 9 月 20 日から 59 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 12 月末に新聞の求人広告で「社会保険完備」と記載されていたのでA社へ面接に行き、58 年 1 月 10 日から 59 年 9 月 30 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録は 58 年 5 月 1 日から同年 9 月 20 日までとなっている。給与は入社してから 59 年 3 月までが 25 万円、同年 4 月から退職するまでは 30 万円であり、退職月の同年 9 月を除くすべての月の保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、両申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 58 年 5 月 1 日であり、当該期間は適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、適用事業所となった昭和 58 年 5 月 1 日に資格取得した被保険者で連絡先が判明した複数の者へ照会したところ、同日より前から勤務していたと回答している 11 人のうち、一人は、「昭和 58 年 2 月から保険料が控除されていた。」と供述している。一方、他の二人は、「会社が社会保険に入ってから保険料が控除されていたと思う。」と供述しており、残りの 8 人からは保険料の控除開始時期についての供述が得られず、当時の経理担当者の供述からも、同社が適用事業所となる前において、従業員

から厚生年金保険料の控除を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、昭和 58 年 9 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。また、上記被保険者名簿から、昭和 58 年 9 月 20 日に資格喪失した被保険者で連絡先が判明した複数の者へ照会したところ、回答のあった 25 人のうち、13 人は、「被保険者資格を喪失した後も給与から保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

一方、昭和 58 年 6 月又は 7 月ごろから 59 年 2 月ごろまで A 社に勤務したとする一人が所持する会社における給料支給明細書によると、10 月分とのみ記載され年分の記載はないが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、当該同僚は、会社において 58 年 7 月 15 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 20 日に喪失していることから、上記明細書は、同年 10 月分であると認められる。

また、残る 11 人は、「保険料の控除については覚えていない。」等と供述している。

さらに、保険料を控除されていた旨の供述をしている上記の 13 人についても、申立期間②中において、A 社の担当者から、健康保険証が使えなくなったとの説明を受けたと記憶している複数の者がおり、この時期以降も厚生年金保険料が継続して控除されていたかどうかについては、明確な供述が得られなかった。

加えて、A 社は既に破産しており、会社から申立人に係る人事記録や給与関係書類等を得ることはできず、当時の代表者及び社会保険事務を行っていたとされる者は、連絡先不明又は既に死亡のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

以上を踏まえると、申立期間②において、申立人及び複数の同僚が給与から控除されていたと主張する保険料が厚生年金保険料であったと認め得る事情は現状では見いだすことができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。